繁栄のためのインド太平洋経済枠組み 柱2 閣僚声明

繁栄のためのインド太平洋経済枠組み(IPEF)

柱2-サプライチェーン

我々、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、フィジー、インド、インドネシア、日本、大韓民国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、アメリカ合衆国及びベトナムの閣僚は、サプライチェーンがより強靭で、強固な、かつ、十分に統合されたものになるよう、我々のサプライチェーンの透明性、多様性、安全性及び持続可能性の向上にコミットする。我々は、公正で開かれた市場及びWTOを中核とするルールに基づく多角的貿易体制の重要性を認識し、これらに対する我々のコミットメントを再確認する。我々は、公的機関の発展及び民間部門との連携の向上が必要となり得る、安全で強靭なサプライチェーンの確保並びに混乱及びぜい弱性の最小化の必要性を認識する。我々は、メンバーの異なる経済的特徴や能力の制約を認識し、特に重要分野における事業の継続性のより良い確保並びに物流管理及び連結性の向上のため、危機対応措置の連携並びに混乱へのより良い備え及びその影響の緩和のための協力の拡大に努める。

我々は、我々のサプライチェーンの強化並びに重要分野の物品及び関連する不可欠なサービスの信頼性のある供給の確保のための取組の一環として、パートナーが採択した労働における基本的な原則及び権利に関するILO宣言に基づく労働者の権利を促進し、労働力開発を支援し、民間部門の交流を促進し、また、中小零細企業(MSMEs)の能力構築を含む投資及び技術協力を動員する意図を有する。我々は、開かれ、かつ、包摂的な方法で協働することにコミットし、また、我々の共通の目標の実現に地域社会その他のコミュニティ、女性及び先住民が果たす重要な役割を認識する。

我々は、衝撃を予測し、それに耐え、それから迅速に回復し、また、インド太平洋地域に おける我々の経済の競争力を強化することができるような強靭なサプライチェーンという 共通の目標を達成するため、次のことを行う意図を有する。我々は、いかなる場合にも、市 場の歪曲を最小化し、業務上の秘密の情報を保護し、規制遵守を促進し、市場原理を尊重し、 また、各国それぞれのWTO上の義務と整合的に行動する意図を有する。

• **重要分野及び物品の基準の策定**:我々は、重要分野及び物品を特定する基準を共同で策定することは、一又は二以上のIPEFメンバーに影響する大規模なサプライチェーンの混乱が発生した場合に、IPEFメンバー間の協力を円滑にし、各国政府が早急かつ効果的に対処するための準備に寄与し得ると認識する。我々は、次のことを含む規定や取組を追求する意図を有する。各国の国家安全保障、各国国民の健康及び安全並びに各

国経済の重大又は広範な混乱の防止を通じた経済の強靱性にとっての重要分野を特定するための基準の策定、これらの分野に該当する主要な物品を特定するための基準の策定並びに関連する原材料の投入、製造又は加工の能力、物流管理の円滑化及び保管のニーズを特定するためのプロセスの開発。

- 重要分野と物品における強靭性及び投資の増加:我々は、サプライチェーンの強靭化には、想定外の混乱に備え、かつ、迅速に回復できるような産業の能力及び対応力の強化が必要になり得ると認識する。また、我々は、機能的なサプライチェーンを確保する上で、民間部門が担う重要な役割を認識する。我々は、次のことを含む規定や取組を追求する意図を有する。サプライチェーン内の唯一の供給源又はチョークポイントの特定を可能とすること、重要分野における各国の産業の強化及び貿易や投資の支援、物的インフラ及びデジタルインフラを改善するための投資の促進及び支援、サプライチェーン強靭化に関する戦略への投資の支援、経済発展のためのプログラム、技術協力及びキャパシティ・ビルディングを含み得る地域全体における供給源の多様性を促進するための手段や制度の追求、既存のサプライヤーを強化し、潜在的なサプライヤーを育成するための高度な製造技術その他近代化の取組への投資の促進及び支援並びに物品の新たな調達先を創出する必要性を軽減することに寄与する一層の循環経済の促進。
- 情報共有及び危機対応のメカニズムの構築:我々は、政府間及び民間部門の関係者との 適時の情報共有は、サプライチェーンの混乱に関するより早期の警戒及びより効率的で、 均衡がとれた、かつ効果的な対応を促進することを認識する。我々は、次のことを含む 規定や取組を追求する意図を有する。重要分野における物品及び関連する不可欠なサー ビスの効率的な移動を円滑にする対応策を含むサプライチェーンのぜい弱性及び混乱 に関する政府間連携のためのメカニズムの構築、データの安全な交換を促進するための 技術の利用を奨励し、各国政府の秘密、規制遵守及び能力に配慮した情報共有プロセス の提示、サプライチェーンのぜい弱性と混乱が生じる場合において、適当なときに情報 収集及び危機対応を管理するための国内調整部局の指定、継続的な緩和策の特定、適当 な場合におけるベスト・プラクティスの共有及び政策又はプロセスの改善の検討並びに 混乱の影響を緩和するための関連するステークホルダーとの関与。
- サプライチェーンにおける物流管理の強化:我々は、陸地、空域、水路、海域、船舶及び港湾インフラを含むサプライチェーンにおける物流管理の強化は、我々の経済をより効率的、強靭かつ持続可能にし、幅広く、前向きな効果をもたらすことを認識する。我々は、民間部門と緊密に連携しつつ、次のことを含む規定や取組を追求する意図を有する。業務上の情報の秘密性を考慮し、保護した上での、サプライチェーンにおける物流管理に関するデータの収集及び利用、ぜい弱性を理解しようとする試み、インフラを含むサプライチェーンにおける物流管理の改善を支援するための投資及び技術協力の促進、国内法に従った国境及び輸送網の維持、サプライチェーンの強靭性を向上させるための共

通の枠組みの開発の促進並びに既存の又は潜在的なボトルネックに対処するための方 法の検討。

- 労働者の役割の強化: 我々は、サプライチェーンの強靱性を構築するためには、国内の労働法に適合し、パートナーが採択した労働における基本的な原則及び権利に関する I L O 宣言に基づく労働者の権利を促進する技能労働者や雇用主が不可欠であると認識する。我々は、重要分野のサプライチェーンにおける十分な人数の技能労働者の確保に必要となる、訓練や育成の機会への投資に関する規定や取組を追求する意図を有する。また、我々は、労働者とコミュニティがサプライチェーンの強靱性の増加の利益を共有することを確保するため、パートナーが採択した労働における基本的な原則及び権利に関する I L O 宣言に基づく労働者の権利を促進する意図を有する。
- サプライチェーンにおける透明性の向上:我々は、我々の重要分野のサプライチェーンを通じた透明性は、リスクに対する可視性を高め、環境、社会及び企業統治への尊重をも促進することができることを認識する。そのため、我々は、次のことを含む規定や取組を追求する意図を有する。中小零細企業(MSMEs)に不必要な負担を課することなく、重要分野におけるサプライチェーン全体の透明性を向上させるための手段及び措置の開発の促進並びにリスクに対処し、リスクを軽減し、緩和するための民間部門との連携。

我々は、これらの分野の協力を迅速かつ着実に推進する。我々は、訓練、技術協力及びキャパシティ・ビルディングを通じたプログラム及び目標の実施のため、メンバーを支援する 意図を有する。

我々は、特に我々の経済を支える重要分野におけるグローバル・サプライチェーンの強靱性を強化し、労働者、企業及び人々のために広く共有された経済成長を確保するために協働することを期待する。